開成町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月10日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第23号

開成町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

開成町認可地縁団体印鑑条例（平成10年開成町条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録者の資格） 第２条　認可地縁団体に係る印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、認可地縁団体において次に掲げる者が選任されている場合には、その者とする。 （１）　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の３第１項第６号及び同条第６項第６号に規定する職務代行者 （２）～（４）　（略） （登録事項の修正） 第６条　町長は、法第260条の２第11項の規定による届出があった場合において、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第９条第１項各号のいずれかに該当するときを除き、職権によりこれを修正するものとする。 （代理人による申請） 第12条　省令第18条の３第１項第７号及び同条第６項第７号に規定する代理人は、第３条第１項、第８条及び第10条の規定による申請をすることができる。この場合において、代理人は、代表者等又は印鑑登録者からの委任	（登録者の資格） 第２条　認可地縁団体に係る印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、認可地縁団体において次に掲げる者が選任されている場合には、その者とする。 （１）　民事保全法（平成元年法律第67号）第56条に規定する職務代行者 （２）～（４）　（略） （登録事項の修正） 第６条　町長は、法第260条の２第11項に規定による届出があった場合において、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第９条第１項各号のいずれかに該当するときを除き、職権によりこれを修正するものとする。 （代理人による申請） 第12条　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第１項第１号トに規定する代理人は、第３条第１項、第８条及び第10条の規定による申請をすることができる。この場合において、代理人は、代表者等又は印鑑登録者からの委任

改正後	改正前
の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。	の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。